

令和2年度愛知県緑化ポスター原画コンクール 実施要領

1 目的

次代を担う小・中学校等の児童生徒の緑化意識の高揚を図ることを目的として、緑化に関するポスター原画を募集する。

2 主催

公益社団法人愛知県緑化推進委員会

3 後援

愛知県、愛知県教育委員会、中日新聞社

4 募集するポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具とし（貼り絵を含む）他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等はいないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の2分の1以上）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51cm、横36cm）を原則（ただし、特別の理由があれば、四ツ切（縦54.5cm、横39.4cm）でも可）とし、縦画（たて長）とすること。なお、パネルはいないこと。

5 実施方法

(1) 部門及び応募資格

ア 小学生の部

県内の小学校の児童及び特別支援学校（盲学校・聾学校・特別支援学校）
小学部の児童

イ 中学生の部

県内の中学校の生徒及び特別支援学校（盲学校・聾学校・特別支援学校）
中学部の生徒

(2) 作品の提出期限

令和2年9月11日（金）

(3) 応募方法

ア 児童生徒は、作品の裏面に出品票（様式1）を貼付し学校へ提出する。

イ 学校長は、提出された作品全てを、提出期限までに別紙 提出先（ポスター、標語）に提出する。

ウ 作品が提出された事務所等は、作品をまとめ公益社団法人愛知県緑化推進委員会に提出する。その際、提出作品一覧を添えて提出する。

6 審査

ポスター原画の審査は、別に定める「愛知県緑化ポスター原画コンクール審査要領」に基づき実施する。

7 表彰

表彰の種類

成績優秀な作品には、愛知県知事賞（特選）、公益社団法人愛知県緑化推進委員会会長賞（特選）、

愛知県教育委員会賞（特選、入選）、中日新聞社賞（特選、入選）、公益社団法人愛知県緑化推進委員会理事長賞（入選）を授与する。

8 その他

- (1) 審査の結果、優秀な作品を、公益社団法人国土緑化推進機構が主催する「令和3年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」の愛知県代表に推薦する。
- (2) 入賞作品の著作権は公益社団法人愛知県緑化推進委員会に帰属する。ただし、「令和3年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」において入賞した作品の著作権は公益社団法人国土緑化推進機構に帰属する。
- (3) 入賞作品（ただし、「令和3年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」にて入賞した作品を除く）は、当委員会が緑化運動や育樹運動に関する普及啓発を目的としたポスター等に利用することがある。
- (4) ポスター等の原画に採用された作品については、必要に応じ修正を加えることがある。
- (5) 審査結果は、当委員会のホームページに掲載するほか、新聞発表等により公表するとともに、愛知県の機関を通じて関係する学校に通知する。
- (6) 応募作品は、原則として返却しない。
- (7) 収集した個人情報は、本事業の目的達成の範囲内で使用する。
- (8) 収集した個人情報は、漏えい、滅失又はき損を防止し、適切に管理する。

出 品 票

画 題	
都 道 府 県 名	愛 知 県
ふ り が な 学 校 名	
学 校 所 在 地	〒 (電話)
学 年	年
ふ り が な 氏 名	
性 別	
制 作 の 意 図	

注1) 出品票は、応募作品の裏面にはがれないようしっかりと貼付すること。

注2) 本出品票の大きさはA4版とする。

※ポスター・標語の応募出品票は、県緑推ホームページから出力・印刷できます。

URL <http://www.midori-aichi.jp/>

別紙 提出先（ポスター、標語）

- ① 児童生徒から提出された作品は、下記の県機関に提出する。
- ② 標語についても①と同様とする。
- ③ 標語については FAX、メールでの提出もできます。ただし、その場合の提出先は、公益社団法人愛知県緑化推進委員会宛てになります。

学 校 の 所 在 地 等	提 出 先
名古屋市	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 (愛知県三の丸庁舎8階) Tel 052-963-8045 Fax 052-963-8491 E-mail info@midori-aichi.jp URL http://www.midori-aichi.jp/
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、日進市、清須市 北名古屋市、長久手市、愛知郡、西 春日井郡、丹羽郡	尾張農林水産事務所 林務課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎3階
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡	海部農林水産事務所 農政課 〒496-8532 津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎内
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡	知多農林水産事務所 林務課 〒475-0903 半田市出口町1-36 知多総合庁舎内
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、額田郡	西三河農林水産事務所 林務課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎内
豊田市、みよし市	豊田加茂農林水産事務所 林務課 〒471-8566 豊田市元城町4-45 豊田加茂総合庁舎内
北設楽郡	新城設楽農林水産事務所 林業振興課 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝津 6-2
新城市	新城設楽農林水産事務所 新城林務課 〒441-1692 新城市長篠字下り茂1-2 新城森林総合センター内
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河農林水産事務所 林務課 〒440-0806 豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎内